

所轄警察署を調査せしに本人並に本人の家庭保護者は鉄を投げ付けしに腹に當りたりと云ひ、友人方では鉄で突き刺せしと云ひ、本署に於ては突き刺せしものと認む。本人は從來不良行爲を認めず、依て感化院入院手続きは考慮中なりと。

友人の入院せし病院主治醫に就て調査せしに、刺し傷にして當り傷にあらず、故に左記診断書を作製せりと。

診 断 書

某

當 八 歳

一、腸管刺創

二、所見右上腹部に内上方より外下方に向ひ斜に長さ三センチメートルの創口あり創口より大腸膜露出す、依て腹腔穿通創なりと診し創口を中心として上下に開大して内部を検するに小腸に大小七個の刺創及二條の腸間膜動脈の切斷せられしを見る。

三、豫後、目下の處不明なり。

右及診断候

次に本人の交友状態を調査せしに平常は年齢下の者と遊ぶ場合多く、又た喧嘩をなすことは度々あり、此際手で殴り合ひするか、或は石をぶつ付ける癖あり、本人の弟の額に石をぶつ付け銅貨大のこぶを作りしこと此の外弟を殴ることは日々數回ありし由にて遊び相手は同年輩程度の

者とは誰れとでも廣く遊び従つて親交の友人なし。

上述の理由により兒童研究所に於て精神検査を受け保護を開始す。

一、保護經過

(保護開始、大正十三年八月六日  
現在保護中)

東京府兒童保護協議會の結果、本人の環境を代へること、適當なる保護者の許に依頼すること、喧嘩なる土地に住居せしめざること、其他の理由に依り本人を大正十三年八月六日神奈川縣足柄上郡某村某に保護依頼に決定す。此家の主人は本人の母の實兄(本人の叔父)に當る。

保護條件は成る可く兩親の内何れか年に一、二回同地に行き就學狀況、交友状態を見ること、月一回本人又は其他より兩親に音信すること、兩親よりも同じ。

被依頼先の家族狀況

大工職

主人(本人の叔父)三十九歳

妻 三十五歳

子なし

雇人 十五歳

一、保護經過

第一回 同村小學校三年に入學す、身體健。

第二回 毎日缺席なく通學を続け交友状態も良く身體壯健なり。

第三回 本人の父は三ヶ月間に一回同地に行き依頼す。

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

第四回 無事、經過良好。

第五回 母は本年八月十三日より十日間同地に行き滞在の上小學校を訪問依頼す、成績良。

第六回 兩親の許に學校成績品を送り來る、無事、現在保護中にあり。

ケース 番號 第 號

性別 男

保護着手 當時年齢 九 歳

一、住居及環境

家屋は木造平家、間敷は三室、疊敷は十壹疊、家賃は二十圓、其内一間は他人に賃貸し、本人の家族数は本人共五名、間借人は夫婦二名のみで子供なく、總人員七名なり。家屋内に子供多き事として亂雜にして且つ不潔なるも家屋外は郊外地なれば廣々として心持よく、且つ附近には活動寫眞館等なく環境としては非常に好き處なり。

一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月 收	教育程度	備 考
實父	三六	健	ゴム會社守衛	五十圓位	小學校卒業	本人ガ三歳ノ時淫蕩ノ爲メ離別セラレタリ
實母	三二	健			小學校二年中退學	
本人	九	健			小學校卒業	
繼母	三五	健				
異母妹	四	健				
異母妹	二	健				

一、血族狀況

實父の父は大正十三年五月六十六歳を以て死亡、病名は不明なるも多分消化器系統の病氣なる可し。

實父の母は今より十六年前胃擴張にて死亡、年齢不明。

實母の父は六十八歳にて健在。

實母の母は今より十年前心臟病にて死亡。

實母の姉四十歳、東京府下の某大工に嫁し居れり、心身共に異狀なし。

實母の妹二十九歳、某會社事務員、未婚、品行良しからず。

實母の妹二十一歳、某紡績會社女工、未婚。

實母の妹十五歳、未就職親元にあり。

一、就學する迄の狀況

出生地、東京市小石川區

兩親の酒量、父は少量。

妊娠中心配の有無、別になし。

安産か、難産か、安産。

出生時の異狀有無 出産の時母は混沌として眠り居りたりと。

發言及歩行の始め 誕生一ケ年三ケ月位。

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

乳種 母乳。

養育者 母親。

發育中異狀有無 異狀なし。

幼稚園等へ入りしか 入りしことなし。

病氣の有無 二歳の時脱肛あり、三ヶ月位病む。

本人の母は内縁の妻にして、且つ非常に淫蕩な女なる爲め本人二歳の時離縁され、後間もなく脱肛ありし爲め三歳の春引取る。その時已に今の繼母來り居るに依り茨城縣なる本人の實祖父の元に預け、本人六歳の八月迄居りしも埼玉縣下なる親近の家にて本人を預かり度き希望ありしに依り直ちに同人を預けたる處、七歳始め頃より自宅の金を持ち出す事を覚え始む。八歳の四月小學校に入學す。

#### 一、學校狀況

八歳の四月埼玉縣南埼玉郡八幡村尋常小學校に入學、九歳九月二學年中途にて成績不良の故を以て學校を止めさせ、實家に歸したり。

#### 一、職業狀況

未だ就職せず。

#### 一、要保護事由

七歳の春頃より不良行爲始まり、爲めに九歳九月に自宅へ返されたり。しかるに實父は毎日ゴム

工場に通勤致し居り、自宅には繼母及異母妹二名あり、兎角折合はざるのみならず、實父の監督等は少しもなき故、益々不良行爲増進し、遂には他家の金を盗み、又年長の友と交り、却つてこれを使役するが如き状態となりたるを以て、家人は今後を恐れ、鎖を以て足を縛し一室に監禁するに至りたり。偶々府下北千住警察署の保護を受くるに及び、同人の保護方を東京府に依頼し來るものなり。

#### 一、保護經過 (保護開始、大正十三年十月一日) 目下保護繼續中)

第一回 東京府が採りたる保護方法は本人を自宅に置く事は不可なりとし、且て依託せる埼玉縣南埼玉なる農家に再依託する事と決定す。

第二回 大正十三年十月七日去る三日南埼玉なる農家に委託する事と決定、大正十三年十月九日その交渉に出向きたる處、己前の素行より鑑み保護の見込なしとし斷られたり。

第三回 大正十三年十月十二日日本人今後の保護方法に就き東京府兒童研究所にて再協議をなす。

第四回 大正十三年十月二十七日東京府囑託保護員の紹介にて府下下戸塚なる某メリヤス店に委託と決し、十月二十八日同行す。

第五回 大正十三年十月三十日、同家に落付き居れり。

第六回 大正十三年十一月十四日、もし本人の成績良好なれば先方には子供なきを以て子供として貰ひ受ける考なれ共、其後家に落ち付かず、使に出さばその金を使ひ果して夜に入りて歸る状態にて到底子供として貰ひ受くる事は不可能なれ共、爾後出來得る限りの世話

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

は爲す考へなりと。

第七回 大正十三年十一月廿日、本人委託先を訪問し主人に面會して近況を問ふに、本人は非常に性質ヒネクレ居り統御に困難なり、且つ體質悪しく先日牛肉を夕食の時充分食はしたる處、夜半に至り非常に強烈なる嘔吐を催したりと、依つて思ふに親元にては食も充分與へられざりし様子見らると。而して性質の方は追ひ／＼矯正されつゝありと。

第八回 大正十四年一月十二日、本人の親元を訪問、委託先にては今後も世話を爲す意志あるも未だ性質改善せられたるには非ざれば、親元よりも充分委託先へ本人の事を依頼するやう注意致し置けり。

第九回 大正十四年一月廿七日、其後経過良好。

第十回 大正十四年三月廿六日、其後経過良好なりしが、去る三月始め附近の家に使に出したる處五十錢の銀貨が火鉢の上にあつたるを盗み、土間に埋め置きたるを發見され、その非をさとしたる所、其後は落付き居れり。

第十一回 大正十四年四月七日、其後變りなく働き居り成績良好、本人に面會し勵みを付け居れり  
第十二回 大正十四年六月十九日、其後経過良好なり、これより考ふるに家庭にては全く監督行届かず且つ繼母に冷遇を受け居りしに依り勢ひ不良化したるなれ共一度環境全く變り本人の養育その當を得たるに依り、改善に進みつゝあるなり。

第十三回 大正十四年七月廿七日、先日來眞面目に働き居りしが去る廿一日家人の命に依り使ひ

に行きたる處、そのまゝ歸らず。目下行衛搜索中なりと。當方に於ても搜索する事とす  
第十四回 大正十四年八月四日、親元の自宅を訪問したる處同家にも全々立寄らず、本人の所在未だに不明なり。

第十五回 大正十四年八月七日、委託先に訪問せしも未だ不明なり、先方主人の語る處に依れば同業者中にて本人を非常に欲がり居りたる家あるに依り或はその家に使はれ居るやも計られず、當分様子を見れば本人を發見するに至らんと。

第十六回 去る八月廿二日日本人を發見せし旨先方より報告ありしに依り訪問せし處、七月中旬委託先を逃走してより牛込區山吹町なる某洋食屋主人が同人の浮浪中發見し本人の虚言を信じ、同情の餘り自家に連れ來り、使役中、八月中旬委託先主人が發見したるに依り直ちに連れ歸りたるも、四日間にて再び洋食店に逃げ來り委託先主人が再三迎ひに行くも歸らず、委託先主人の考へにては、今までの仕事の子供にとりては比較的單調なるを以て子供として目新らしき仕事に走りたるものなるべく、但しほんの氣紛れの事なれば何時かは歸り來たるものなるべく、それをはたにて強制する事は不可にて自發的に歸る心になるまで不良に陥らざるやう保護する事必要なりと考へ、洋食屋主人に面會に行きたる處豫備兵役に服し居り不在なりき。

第十七回 大正十四年九月十四日、洋食店を訪問せし處未だ主人歸り居らず、本人は在役中友人にて同じく洋食店を營める處に委託中なるに依り、同家を訪問したる處同家にては本人

を全然かまはず、全く放任主義にて且つ夜遅くまで仕事を爲す商賣の事として再び不良行為の發芽ある様子なり。甚だ困りたる事なれば本人にも面會しその非をさとし先の委託先に歸るやう勸告せり。

第十八回 大正十四年九月廿一日、未だ本人は先の委託先に歸らず。しかれ共本人の様子を見るにまるで乞食の様な姿を致し居り、身體も大分疲勞致し居り、洋食屋の生活も倦怠を來せし様子見ゆ。本人に再び委託先に歸るやう勸告致し置けり。

第十九回 大正十四年十月一日、去る九月廿八日、突然自ら先の委託先に歸り來り其後は前非を悔ひ喜々として働き居れり。  
今後充分警戒して本人の經過を観察する考へなり。

ケース 第 號

性別 男

保護着手 當時年齢 十 歳

一、住居及環境

家屋は木造二階建長屋にて、間敷は二間、疊敷は七疊半、間代は十二圓、人数は三人、家屋内外は極めて非衛生的にして、庭園等は勿論なし。住居附近は細民地區にて不良住宅櫛比す。

一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月収	教育程度
實父	四一	健	植木職	不明	不明

實母	三四	同	不明	同	同
養父	四三	同	ガス會社人夫	四五圓	尋常四年卒業
養母	三三	同	ナシ	ナシ	尋常三年修了
本人	一〇	同	同	同	尋常三年在學

一、血族狀況

不明。

一、學校狀況

學校名	通學期間	年級	成績操行	最良學科	最悪學科	缺席理由	轉校理由
第二龜戸小學校	八歲四月—九歲十二月	一年—二年	乙 乙	唱歌	算術	浮浪ノ爲	轉居ノ爲
東日小學校	十歲一月—十才三月	二年					同
第二瑞光小學校	十才六月—	三年					在學中

一、職業狀況

就職したる事なし。

一、要保護事由

本人は生後三週間目に、現在の養父に貰はれて育てられたるものなるが、八歳の十一月頃より浮浪する様になり、一寸使に出しても其儘浮浪し、或時は活動に這入り、或時は夜店など見ながら時の過ぐるを知らず、何處ともなくさまよひ歩き、仕舞ひには迷子となり、かくして警察や他人

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

の厄介になりし事幾回なるを知らず。如何に叱つても、言ひ聞かせても、其時限りにてすぐ忘れて同じ事を繰返す爲、両親もホト／＼持て余し、龜戸署の紹介にて本員に保護方を依頼し來りたるものなり。本人が浮浪するに至りたる原因とも思はるゝは、以前両親とも學校の小使を勤め居たる爲、常に家庭が留守なりし事と、家庭が冷かなりし事なり。因みに、現在の養母は本人三歳の時來りたるものにて、三歳迄育てられたる養母は病死せりとの事なり。

### 一、保護經過

(保護開始、大正十二年七月七日  
保護打ち切、大正十三年六月十日)

第一回 浮浪癖甚だしき故、兒童研究所にて智能検査をなしたる所、智能は尋常の中にて別段異常を認めず(身長 $8\frac{1}{2}$  心身 $8\frac{1}{2}$  指紋 98. 検査年月日 12. 7. 13 兒童研究所)との事故、暫く家庭にて經過を見る事にせり。

第二回 家庭訪問、本人は其後異常なく通學中なり。

第三回 家庭訪問、家人不在。

第四回 家庭訪問、何れへか轉居せる故、隣家の者に聞きし所、本人一家は震災後淺草區千束町へ轉居せりとの事にて、震災には家族皆無事なりしとの事なり。

第五回 家庭訪問、本人は震災後屢々浮浪して警察の厄介になり、最近も家出して二日二晩浮浪し、象潟署の厄介になりしとの事にて未だ學校にも行かず、自宅に禁足され居たる故、保護者に本人の取扱方に就て種々注意を興へ、尙本人を登校せしむる様勧め置けり。

第六回 家庭訪問、本人は其後登校し始めたも、一回浮浪せりとの事なり。

第七回 家庭訪問、本人は其後も二回浮浪せりとの事なり。依つて本人に堅く將來を戒め置けり

第八回 家庭訪問、本人は二月十三日現金五十錢を所持して淺草公園へ遊びに行き、同夜浮浪中を坂本署の保護を受け歸宅せる由にて、保護者も度々の浮浪に持て餘し、本所の親戚へ預けたりとの事なり。

第九回 本人は二月十九日親戚なる本所區表町某方に預けられたる所、二日目の朝家出したる儘浮浪し、警察の手を経て歸宅するや、二月廿八日の朝又もや家出し、浮浪中龜戸署の保護を受け、同署に四日間留置され居たるを本員引取り保護者に引渡したるものなり。

第十回 本人は浮浪が習慣性となりしものにて、最早家庭にては保護不可能に付、三月五日兒童研究所にて協議の結果、錦華學院に委託する事に決定し、即日入院せしめたり。

第十一回 家庭訪問、本人は入院以來落付き居る由に付、一先保護を打ち切る事にせり。

ケース 第 號

性別 女

保護着手 拾 歳  
當時年齢

### 一、住居及び環境

家屋は警視廳バラックにて四疊半一間に家族八人生活をなす。家賃は四圓二十錢なり。家屋の内外は極めて非衛生的にして有名なる三河島千軒長屋に隣接す。庭及び室内裝飾としては勿論なし。

### 一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月收	教育程度
賀父	三一	健	煉瓦手つだい	百圓位	不 就 明
賀母	三一	同	セルロイドピ ン穴あけ内職 し		不 就 學
本人	一〇	同	無		五年在學
弟	八	同	同		四年在學
弟	六	同	同		一年在學
弟	三	同	同		未
妹	二	同	同		同

一、血族狀況

父方の兩親は農業をなし心身異常惡遺傳等なく、父は大酒なりしも母は不飲なり。父は五十五歳にて腦溢血、母は五十三歳にて癩にて死亡す。  
 母方の兩親は母は二歳の時死亡し、父は家出をなせし爲一切不明なり。  
 父の兄弟は兄三人、姉二人あり。その中異父兄、異父姉各一人づゝあり。  
 二姉は己に農家に嫁し、三兄は農業を營み己に妻帯せり。  
 長兄は異父兄にて僧侶をなし少量の飲酒をなす、次兄は二十一歳の時自殺をなせり。原因不明なるも不良遺傳等はなし。

母の兄弟姉妹は一人も無し。

一、就學するまでの狀況

本兒は千葉縣香取郡神崎町に生る。當時兩親共二十一歳にて農業に従事せり。妊娠中及出生當時共異常なく、安産にて母乳にて保育せらる。  
 生後一年にて言語を生じ、一年三ヶ月頃より歩行をなしはじむ。心身には別に異常なく、六歳の時兩親及び弟妹上京、本人は祖母と二人在郷す。

一、學校狀況

七歳の四月千葉縣育英小學校に入學せしも八月上京、兩親の許に來り九月より三河島第二狹田小學校へ轉校す。  
 八歳の九月震災の爲類焼し、一家千葉縣へ歸郷せしもしばらくにて本人及び姉は育英小學校に入學、兩親弟妹は一先づ歸京す。  
 九歳の三月姉と共に上京、兩親の許より三河島第二狹田へ再入學。  
 十歳の三月（今年）姉の貯金二圓其他父の金錢を五六回窃取し買食ひに費消す。  
 現在は三河島第二狹田小學校四學年に在學、學業成績は優等なり。  
 尙手工、圖畫等技能學課は概して不得手なりと。  
 授業中教師の質問に對しなかく強情なる態度をなす事ありと。

一、要保護事由

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

不良行為としては大正十四年五月三日午前八時頃、朝食も終へず父の金入れを持ち出して行方不明となる。四日夕にいたり千葉縣神崎町近在の祖母方に行きし事判明せり。  
母の話しによれば、本兒に對しては何故か他の子供と同様なる愛を感じ得ずと。かゝる事より自然放任的となり本兒をして不良化せしめし唯一の原因となりし如く思はる。

一、保護經過 (保護開始、大正十四年六月十日)  
(現在引きつゞき保護中)

本兒の保護方法に就ては種々協議の結果、出來得る限り自然の空氣に接せしめ、裕かなる感情に浸さずる事の最必要なる事を認め、學校が二部教授にて半日なるを幸ひ、本人に級友二人を選ばしめ隔週に一度づゝ本員付添の上小石川植物園にて遊ばする事に決す。選ばたる級友の家庭は訪問をなし兩親に了解を求め置きたり。而して出發歸途共に三河島の宅まで付添ひたり。  
植物園にては自由に遊ばする事を旨となし、又は望むに任せて童話等を讀み聞かする程度なれどすべての中に優しさを含む事を主眼目となしたり。而して大抵は自由に遊ばせ適當なるお八つも用意し行き與へたり。

本兒最初は強情なる性をしばし見せたれども、重なるにつれ次第に打解け、最初はかたく口を結びて歌も歌はざりしが、次第に元氣なる聲にて歌ひ出すまでに至りたり。選びし級友がまことに素直なる子供にて、わづかなれ共かたくなの心の解け行くを見たるは何よりも嬉しき事なりき尙最近家庭を訪問したるに、母の話しによれば今年の夏やすみの如きは例年になくよく家事を手傳ひ母の云ひつけもよく守り優しく弟妹等の世話をなせりと。

母も子の愛情を感じ涙を浮べて感謝なしおれり。

以上の如き經過をみれば尙引續き同様の方法にて保護をなさんと思へど、今學期よりは二部教授廢され、午後の授業もあり、都合悪しくなりたれば止むを得ず同方法は中止となし、現在家庭訪問により保護を加へつゝあり。

ケース 第 號

性別 男

保護着手 當時年齡 十二歲

一、住居及環境

代々木別莊地にして家屋は木造二階建、間數は八室(二階に八疊二間、階下は八疊一間、六疊三間、立關三疊、十疊位の洋館外に臺所、優美なる庭園拾坪位)實父の家屋にして家賃とてなく、女中二名使用す。家族は本人とも八人(外に女中二名)なり。附近一帶靜寂にして紳士向の家庭多く、室内の裝飾は幽玄なる軸物始めその數多し。

一、家族狀況

續柄	實父	實母	兄弟	現在職業	月收	教育程度
年 齡	五 四	三 五	一 五	會社理事	月俸二〇〇圓 財源外入 三〇圓	高等商船學校卒業 女學校卒業 小學校卒業 岩倉鐵道學校二年
健 否	健	同	同			

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

本人	二	同	小學四年
異母妹	一〇	同	小學二年
異母弟	五	同	
異母妹	六	同	
異母妹	二	同	

## 一、血族關係

父の姉年齢五七、健康にして目下佛蘭西語教授の妻、父方は外になく、母方一切不詳。

## 一、就學迄の状況

本人の生後間もなく實母は離縁されしものにして當時一ケ年程友人の許に養育さる。後第一の繼母入籍と同時に實父の許に引き取られ養育さるも身心共就學前は普通なり。

## 一、學校状況

白金三光町附近の學校に就學、大正十二年二月静岡縣下某小學校に轉じ、大正十三年一月東京府下某小學に轉校し現在四年在學中。成績は學科成績平均乙、操行乙、最良學科讀方甲、最悪學科唱歌、體操、手工、習字丙。

## 一、職業狀況

當廳に保護をなす迄職業に就きたる事なし。但し大正十二年一月高輪署の手續を煩はしたる節一ケ年位静岡縣下の農家に一時保護教養の目的にて委託せられし事あり。

## 一、要保護事由

八歳頃より虚言は次第に重なり、盜癖も出、最初三十錢五十錢位なりしも九歳の十二月頃近所に「僕の繼母は食を興へず」「學校への辨當を興へず」とか流言し、家人の不在を見て金錢を盜み、遂に高輪署の世話になり幼少年保護所に送られ、同所の周旋にて一時（一ケ年位）静岡縣の農家に保護せられ、十一歳（大正十三年一月）善良になりたる理由にて實父の許に歸さる。然れ共其後惡癖は治らず、或は十圓二十圓と實父の金員又は一圓二圓と實母の財布から盜み出し、多くの物品を買込み友人に興へ又は飲食をなして消費す。當廳へは少年審判所より通知に接し趣きしものなり。

## 一、保護經過

東京府兒童研究所にて知能検査を受く（年齢十歳九ヶ月心齡十歳指數九三）就學の關係上直に他の職業見習も一考を要し、未だ感化院送致も氣の毒故、鑑別會には適當の個人委託發見迄家庭保護と決す。其後日本橋區蠣殼町某商店主人の了解を得、夜間通學晝間は見習袋物商として住込み京華尋常夜學に通學をなす。爰にも惡戯は勿論五錢十錢の盜みはあるも、幸主人の同情により現在に及ぶ。

ケース 番 號 第 號

性別 男

保護着手 當時年齡 十二歳

## 一、住居及環境

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

木造二階建の新家屋。間敷は四間、疊敷は十二疊其の内二階二間は本人と其の養母及び同郷の學生の三人が起居し、階下は養母の甥夫婦起居す。然し一家庭的生活をなす。家居の内外は清潔にして庭園はなし。附近一帯は商店多し。

一、家族状況

続柄	年齢	健否	現在職業	月収	教育程度	備考
養母	七一	健	ナシ	ナシ	ナシ	財産有り
甥ノ妻	三九	同	襖唐紙ヲ商		小學卒業	
甥ノ妻	二六	同	同		小學卒業	
本人	二二	同	ナシ	ナシ	小學五年生	
他人	二〇	同	ナシ	ナシ	専門學校二年	

一、血族状況

不詳。

一、就學する迄の状況

本人の養父母は最初寺院生活をなしており、本人は同寺院に寄宿中の大學生某と女中との間に生れ實父は寫眞師となり群馬縣の田舎に住居す。實母に就ては不詳。本人の養育につきて養父母は他に子女なければ普通の家庭にて子女を養育する程度以上に老人の愛情を注ぎ、如何なる犠牲を拂ひても本人に満足を與ふることに努めたるが如く、従て本人は我儘者となり健康状態も餘り良好

ならざりき。本人の出生前後の状況につきては詳細不明なり。

一、學校状況

年級	修身	讀方	書方	綴方	算術	歴史	地理	理科	圖畫	唱歌	体操	手工	操行	欠席日數	備考
年級	七	九	九	九	七				八	六	七	八	乙	九九	
二年級	九	九	九	九	九				九	七	八	八	乙	三五	
三年級	九	九	七	八	八				八	九	八	七	乙	三五	
四年級	八	七	八	七	六			六	七	九	九	七	乙	四五	シ多席缺氣病

一、職業状況

未就職。

一、要保護事由

大正十年の暮れ本人十一歳の時養父病没せるを以て十一年二月養母は本人と寺院を去り、世俗生活をなすの餘儀なきに至る。同年四月養母病床に臥せし時五年級に進みたる本人を缺席せしむ。養母の病平癒せしも本人は其以來登校を嫌忌して午前十時頃起床し、金を強請しては淺草に赴き劇場の二三を觀廻りせざれば満足せず、此れを日課の如くに心得る様になれり。養母の甥同居しおると雖も若き時より伯母には金錢上迷惑を懸けさせたることを知り居るが故に、其の甥に對しても従順ならず。其他本人を指導する力有る者居らざれば、我儘はますます増し、金錢の消費も日々嵩み寫眞機、蓄音器、銃の如き百圓内外のものを買求めんとし、周圍に人居らざれば老母に

本府に於ける兒童保護状況と其の經過

馬乗りになり耳を持ち引張り、或は長煙管にて打据へ又は刃物を取り出して自殺の真似等をして強迫すること屢々あり。老養母としては本人の行狀が良好であるとまでは考へないにしても、自分には只一人の子供、其の子供の我儘位い通して満足を與へても悪いことではなからう位に考へて居るものゝ、甥夫婦の手前世間に對しても不本意ながら遠慮している。本人に就て伯母と甥とは其の考の上に於て可成の距離ある處から兩者は本人を中心として感情の衝突も時々起るに至れり

#### 一、保護經過

第一回 大正十一年十二月八日、本人の保護依頼を受付く。最初要保護兒童及び其の家庭に就き適當なる保護方法を決定するに必要な材料を出来るだけ調査をなす。本人の場合心機を一轉せしめ、好んで登校し、金錢の徒費を止め、養母及び其の他の人々に従順で而も親切心を深からしむることが緊急のことであるが、かゝる寄り集りの家庭にて本人の保護は甚だ困難なることなり。

第二回 本人の智能審査を一日なしたるに受審を嫌忌して一時中止す。本人の氣質や其の態度には甚だ女性に近いもの多く見受けられたれば、先づ早起の習慣と男性的の運動趣味を徐ろに養成することの急なるを思ひ、當家を訪れて當人と共に話題を選びて語り、共に運動をなし、家人と聯絡しつゝ進みたり。

第三回 約一ヶ月ほどにして本人は眞面目に登校する様になりたるが、約三週間ほど事務の都合にて訪問を怠りたるに再び本人は以前の狀態に逆行し始めたり。其の不結果を將來した

る主因は本人を取巻く人々の一致を缺き、本人に關係なき昔からの暗闘が常に其等の人々の間に横はつて居ると言ふ悪い環境の内に見出すのが最も正しき様に察せらる。

本人の登校率はますます低下し、劇場通ひは之に反してますます頻繁となり、金使は亂暴となる。此の逆行の力を喰止めるには少くとも當家の全員が一時的にしても保護著手當時の如き眞摯な態度を以て協力一致しなければならぬ。然らざる限り本員の訪問保護も何等の効を顯はさない。併して當家は本人と養母、之れに對して甥が常に反目し、同居の學生及甥の妻は第三者の立場にあり、此の悪い氣分を除去せんとするもこの家庭の不和の根底には兒童教育問題以外に重大なる係争問題が横りつゝあるものゝ如し。

第四回 其間に三月も過ぎて本人は遂に落第となりたれば轉校して附近の小學校の五年に通學せしめたり。しかるに學校に行くとして家を出づるも隠れ遊をなし學校の小使迎へに来るも赴かずして、七月上旬遂に退校處分に會へり。本員訪れば逃去り、唯本人の行狀を人々により種々に報告せらるゝのみなれば、本員は本人を適當の保護監督者を選び其の人に委託する様に勧めたるに、偶々本人と養母は歸國し一時訪問を中止したり。

第五回 翌大正十二年六月中旬、養母及び本人は郷里より上京したるも、以前の不良狀態と同様に養母は「甥が力なき我々二人を虐めるものだ」として本人共に何れにか別居せん等と本員に語ることもあり。前述の如く家人の意見に相違あることは、甥は若い頃より滿州方面を浮浪したることあり。伯母の財産につき親類間に於て最も有利なる地位を得んと

するものゝ如し。されば本人も之を知るが故に義従兄弟に對し、故意に不良行爲をなすので養母に何れにか別居することを勧めたるも、老人のことゝて一家を借ることも出来ず。他の親類に赴かんとすれば養母は財産のことで圓滿に了るか如何かも疑問なれば結局甥と同居する外なかりき。

第六回

大正十二年九月一日の大震災に遭遇し、同月十日頃府下の親類に寄食するの餘儀なきに至り、此の寄食は全く餘儀なき次第とは云へども本人をして有利に導きたる點に於て、最も好機會なり。當家は他に印刷所を經營し生活は裕福にして廣き庭園あり、別莊風の二階建の住宅なり。小學校に通學する子供二人女學校に一人、専門學校に一人通ひ、本人も當家の子供と連立ち通學する様になり、當家に寄宿してより十日餘りにして養母病死す。

第七回

本人の學校の成績は漸次良好となり、行狀も改まり、大正十四年三月に好成绩にて卒業せり。其後當家にては印刷部に本人を使用せんとせしが、本人の志望にて目下商業學校の一年に無事通學中なり。今尙本人は保護中なり。  
此の兒童の保護指導が甚だ困難にして殆んど保護不可能の様に思はしめたものは此の家庭の調和が常に破れて居たことなり。若し本人が此の家庭から一時的にも脱することが出来なかつたならば、本人の將來は實に暗雲に充たされ、憂ふべきもの多かつたに相違ない。幸ひに他の親類に引取られて其の危期を逃れたのである。

ケース 番號 第 號

別性 男

保護着手 當時年齡 十二歲

一、住居及環境

家屋は平家長屋バラックにて間數は一間、疊數は六疊にて家賃は五圓なり。人數は七名、家屋内外は甚だ不潔にて附近は細民地區にて、焼トタンの家多し。庭及室内裝飾等はなし。

一、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月收	教育程度
實父	三九	健	復興局道路掛 メリヤス カバリ		尋三中退
實母	三四	同	ナ	ナ	不就學
本人	一二	同	ナ	ナ	尋三中退
妹	八	同	同	同	尋二在學
妹	六	同	同	同	
妹	四	同	同	同	
弟	一	同	同	同	

一、血族關係

父の兩親は農を業となし、父は飲酒なせるも、異常者にあらざりし由。母はリウマチスを病みてありしと。共に死亡し居れり。(病名、年齢不明)

母の兩親は石屋業にて、父は三十八歳にて死亡なし、母は健在にて五十九歳なり。父母共飲酒な

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

さす。他に弟妹二名ありて弟は二十六歳にて大工業、妹は二十三歳なり。皆心身に異常なく、不良遺傳もなし。

### 一、就學する迄の狀況

本人は父二十八歳、母二十三歳の時に本所區押上町に出生す。安産にて何等の異常なく、母乳にて兩親の許に保育せらる。二歳の時歩行し始め、三歳の時發語を始む。三歳より五歳まで顔と頸に腫物を生ぜり。又家人の不注意のため度々二階より落ちし事あるも病氣には罹らざりしと。本人は如何なる理由か幼少より父の膝にはゆかず他人の許をも嫌がりし由。

### 一、學校狀況

一年の時落第なし、成績は劣等にて操行は丙なり。最良學科なく最悪學科は算術、讀方なり。受持教師の言に依れば、本人の性質は強情にて成績悪く、震災前までは出席普通なりしも、震災後は年内に二十二日出席なしたるのみ、十三年一月以來殆ど一日も出席なさすとの事なり。隠れ休みをなせるは一月よりにて、親が學校に連れ行きても途中より逃げ歸へる始末なり。よりて學校はそのまゝ退學の狀態にあり。

### 一、職業狀況

未就職。

### 一、要保護事由

本人が金錢を盗む事に氣付きたるは、十歳の時に近所の箆筒の上にありたる一圓八十錢を窃取

したるが手初めにて、それ以來自家の金を盗む事は屢々なるが、十三年四月中旬、隣家の箆筒の中にありたる二圓五十錢を窃取せりとの事なり。窃みし金錢は主として活動、買喰に費消する模様なり。本人は小遣錢をよくねたり、與へざる時は家に石を投げ、他家に行きて惡戯をなし、常に兩親の言を少しも聞かず、ために父母も持てあまし、十三年三月二十四日、父親の實家なる富山縣へ預けたる所、十五日程居りたるのみにて無斷家出し（當時墓口を窃取）東京へ逃げ歸へり來りしと。

本人は無口にて中々思ふ事も言はず、父親は氣難しく、本人は父親には恐れをなし、父が在宅の場合には食事にも寄りつかぬとの事なり。

### 一、保護經過

保護開始年月、大正十三年四月二十九日

第一回 少年審判所に兩親より保護を願出でしも十四歳未滿なれば府に移牒さる。鑑別協議會の結果、武藏野學院に入院決定し十三年五月八日入院せり。

第二回 入院中は鐵道線路を傳ひて歸宅なし、十三年十月まで二十四、五回逃亡なし、その度毎に學院より迎へに来るも、素直に歸院なさずして方々逃げ廻り、或は父と近所の人にて歸院の途中驛に汽車が到着するや否や、窓より飛び下りそのまゝ草の中にかくれ、人々が本人を探し等大騒ぎをなす内に自宅に歸へり居れり。斯様に學院には落付かず、然し自宅にありても近所より金錢を度々窃取するに依り、如何とも手の着け様なく、遂に兩親より向島署に保護方願ひ出でしも同署にては一晩拘留なさしめ、本員に引き渡さる。

第三回 自宅にあり、別に變りし事なく、時々隣家の主人の仕事を先に伴はれ行く。

第四回 今後の保護方法につき武藏野學院の受持教師と協議なすにつき、本人の希望も聞くため母親と本人を同行し、役所に赴く途中、本人は學院に連れ行かれるものと考へ、途中橋の欄干等につかまり、大聲にて泣き叫びしを漸く電車に乗せたり。協議の結果、本人が如何にしても歸院を好まざるに依り、自宅保護をなす事になる（教師の談に依れば入院中は友達と一緒に遊ぶ事もなく、教師も色々苦心なし、も中々側に來たらず、常に獨り居たりと。）

第五回 變りなく自宅にあり。

第六回 母の談に依れば父親が中々本人に辛く當る由なれば子供に對する態度につき、今少し考へて貰ふため、平常父親の信賴する近所の某氏に頼めり。本人變りなし。

第七回 變りなくおちつきて自宅に在り。

第八回 幸に父在宅、父の考へは本人が近所に迷惑を及ぼす事に恐れをなし、歸宅出來ざる土地にやりて貰ひ度しと、なれど此方の話により、了解した様子にてそれは思ひ止まれり。

第九回 無事自宅に在り。

第十回 四日前に駄菓子屋に預けありし金四十五錢を受取り、そのまゝ近所の活動寫眞館に入り其の晚歸宅なさす。

第十一回 本人逃げまわりて、談出來ず。前回の事により學院に連れ行かれる事を懸念してなり

第十二回 無事自宅に在り。

生活の中心なくたゞ自宅に遊ばせおくは本人のため宜しからざれば就職か、通學か、本人の希望に従ひ、方法をとるべく思へど、逃げ廻りて話す事を得ず。（母の話に依れば工場に行き度しとの事なれど）

第十三回 近所の米屋にて本人の面倒を見てもよろしければといへるにより、本人の意志を聞しに承知せるによりて愈々連れ行かんとせるに、風呂に入り度しといひて出掛けしまゝ歸宅なさす。翌朝父出勤後歸り來りしと。

第十四回 其の後變りなしと、母の談によれば學校に行き度しと本人云へる由。

第十五回 本人在宅、前回母より聞き居たれば本人に學校に行き度きや否かを聞きしに、行き度しと。尙希望の學校は柳島小學校なりと。

第十六回 無事自宅に在り。

第十七回 學校に行き度き希望切なれば學校に交渉し、三年級に籍をおく事となり、明日より通學の豫定なり。

第十八回 通學中。別に變りし事なし。

第十九回 同 同

第二十回 同 同

第二十一回 同 同

第廿二回 近頃又使先きにて金を持ちしまゝ活動見に行き、一晚歸宅なさず。學校も無斷にて二日程缺席なす。(通學始めしより四十九日目)

第廿三回 時々無斷にて活動寫真觀覽に行くも、大して變りし事なしと。

第廿四回 近所の萬年筆工場にて、七圓入の財布を盗み、活動館にて觀覽中の所を母親に探し出され(一圓六十錢費消す) 兩親より警察に願ひ出で、一晚拘留されし由。かゝる時の父母の態度はあまりに感情的の様に見受けらるゝに依り、母親に注意を與へたり。

第廿五回 學校缺席中。缺席理由は受持教師變りしたためとか本人はいへるも多分厭きしものと思はる。

第廿六回 通學なさず。(通學なさしめしは、積極的に他の子供の如く教育するにはあらずして、たゞ生活の中心点をおくためなりし。學校にてもよく了解しゐたれど、本人は常に獨りにて遊び、教室にては始終友達に氣を兼ねる如くおちつかぬ態度なりと。)

第廿七回 今朝より出かけしまゝ歸宅なさず。

第廿八回 父病氣のため家に在りたれば、本人は五日程歸宅なさざりし由。訪問時には母の衣類を被りて顔も出さず。

第廿九回 二日程又浮浪。父親は本人を家に寄せる事を母親に禁じをれど、父の不在を見ては食事を與へなどなす。訪問の歸途本人に逢ひし故、度々家を出る理由を聞きしに、父親怖くて家に歸へれぬと話せり。(朝食もなさざる由なれば家庭に連れ行けり)

第三十回 又四五日家に歸へらず。晝間は諸所を浮浪し、夜は近所の様の下に臥し居れりと。時々父に密々呼びては食事をなさしめるも、父は全然本人に對して愛なく遠き所に遣りて貰ひ度しと希望し居る由。(學校の方は協議の末、退學さす事になせり)

第卅一回 本人の父を役所に出頭させ、主任と協議の上本人を職業に就かしむる事になり、一應瀧の川にて職業選定をなす事になりたり。

第卅二回 近頃はおちつき家に在り。

第卅三回 本人を同行、瀧の川學園にて診査を受く。

第卅四回 今日機嫌よく水くみの手傳等をなし、母の談に依れば父の様子も大分變りし如く思はる。

第卅五回 診査の結果は、基礎的筋肉を働かせる事に適當し、補助的筋肉を働かせる事不適當、又團體生活は不可にして若し外に仕事に出づるなれば確かなる指導者あればよし、なければ内職をなさしめる事。内職として一番よきは自然に親しませるもの、即ち養鶏、園藝等。

二は、體の筋肉を大きく動かす事。

三は、單純にて同じ事を繰返し考へを要せざるもの。

四は、若し以上の如き仕事なければこみし仕事にても宜しけれど、こみし方を母親なしやさしき方を本人になさしむれば宜し。

本人は事なく自宅に在り。母親にも簡單なる内職をさがすべく話せるも、不景氣のため中々思はしからず。

第卅六回 近所の紙袋屋に交渉し、漸く内職を得たり。直ちに本人に張らしめ、母親も子供と共に紙袋を張ることゝせり。

第卅七回 父親と二百枚張れば遊びてもよしといふ約束をし、今日は七十枚はりて家を飛び出したり。父不在の場合はぐすく言ひて七十枚はらせるのも容易にあらずと、母がすかしくして張らせる由。

第卅八回 今日より一人にて張り、一日に千枚の豫定なり。(工賃千枚十六錢)先月は一圓十錢あり、それに父親が五十錢與へ、本人は大喜びにて貯金なせり。

第卅九回 紙袋の材料一週間ほどなければとの事にて家事の手傳等なし、自宅に在りし所二日前より又浮浪し始め、歸宅なさず。

第四十回 近所の人々と共に家人は本人が向ひの家の椽の下に這入り居るを漸く引き出せるも怒つて手の着け様なしと。父親は此の子一名のため近所にも迷惑を掛ける故是非感化院に入院させて貰ひ度しと頼みしも、本人の性格は團體生活に適せず、苦痛を與へるのみにて、本人の將來のため却つて効果なければ今は苦しくとも兩親の側に置く方宜しからんと繰り返へしく話せし所、漸く理解せる様子なり。

第四十一回 一昨日より二日歸宅なさず。父親は仕事を休み本人を呼びしも來らず、今日家に漸

く入れて食事をなさしめたり。外出せしは叱りもなさざりしに、たゞ「めんこ」を持って近所を浮浪なす。

仕事なくてより殆ど家におちつかず、近所の蒲團屋の上り口にありし十錢又は隣家の疊の上におきありし十五錢を盗み、或は使先の金を持ちて活動館に行きし等なす。

第四十二回 紙袋屋にても漸く材料調ひし由なれば、早速受取りに行く様母に言ひし所、本人は又々浮浪を始め、時々近所にも乱暴をなすため、近隣の人々も困却なし居ると。

第四十三回 歸宅なし袋張りをなせしも仕事をなす事を非常に厭がり、父の不在の時は、母の油斷を見、遊びまわり中々歸宅なさず。

訪問毎に本人の頭の程度を母に話し聞かせるも年齢並に取扱ふ様なり。

第四十四回 相變らずおちつかず。自宅には殆ど歸へらず、近所によく留守をなす家あり。其家に隣りの椽の下より這入りて臺所の揚板をはずして夜はやすみ、晝間は業平橋下の船の中に遊び居るを二三度近所の人見受けりと。

第四十五回 先日大雨の時は椽の下より釘づけありし揚板をあげ、押入より毛布を出してやすみし爲め、家中泥だらけになし、を、翌朝主婦が奉公先より歸宅なして發見、それより近所にて大騒ぎを始め、漸く本人を捕へ家に入れたり。餘りの事に隣家の主人氣の毒がり仕事先きに連れ行くべしとの事にて、現在は隣家にて泊り、食事も先方にてなし、毎日主人に連れられ、近所の工場のコークス拾ひに出掛けつゝあり。

第四十六回 變りし仕事なれば、本人も面白しと見え主人に伴はれ働き居れり。

ケース 第 號

別性 男

保護着手 當時年齢 十三歳

一、住居及環境

出生後八歳までは母の實家岐阜市外K町に里預けにされ、八歳の時上京して實父母の許に來り、東京市日本橋區H町に住す。附近は大街路よりは遠ざかり閑靜にして、家屋木造二階建長屋にて間數四間、疊數廿一疊半あり、四人住む。室内には佛壇を安置し、相當の室内裝飾もあり。小庭園に植樹庭石の配置もありて清洒な生活をなす。

一、家族狀況

續柄	年齢	健否	現在職業	月 収	教育程度
實父	三六	健	電話小口店員	一三〇圓	高等小學卒業
實母	三七	同	ナ	ナ	縣立女子師範卒業
本人	一三	同	同	同	高、一在學
弟	一〇	同	同	同	尋、三在學

一、血族狀況

父、兄弟なし。

母、姉一人死亡、妹一人健康にして身心異常なし。

一、學校狀況

學校名	通學期間	年 級	成績操行	最良學科	最悪學科	欠席理由
日尋常小學校	八歳四月—十三歳三月迄	一—六	乙	地 理	手 工	ナ
N高等小學校	十三歳四月ヨリ	一年在學中	乙	算 術	讀 方	ナ

一、職業狀況

就職したることなし。

一、要保護事由

本人出生當時は兩親の生活確保されず、尙ほ若年の事なれば將來次子あるべきを以て母の實姉方に未だ子なきを幸ひに里子預けとなす。然るに實姉死亡し其後は他人の家に養育され或時は實子數人もある乳母の許に育てらる。漸く長ずるに従つて僻根性を生じ、養育甚だ至難となりし爲め八歳の時實父母の許に引取りて教養することとなりたるが、多年兩親の膝下を離れ居たる爲め、親子の愛情何となく相互に密やかならず、同じ實子であり乍ら現に弟に對するが如き心持ちになれずとは兩親自らも告白する所なり。やがて小學校に通學するも、成績良好ならず特に各科不同なるを以て母親は嚴しく豫習復習を強請せり本人は之れに堪え得ず、學校授業後は直に家庭に歸らず途中にて遊びに耽り、若し空腹を感じる時は平素自家に出入する菓子屋、蕎麥屋、壽し屋等にて家の名を詐りて飲食す。かゝる不良行爲は漸次増長して十一歳頃には小學校學友の月謝を詐取し、又家に近き三越、白木屋呉服店等にて客の袂或はオヘアバック中より數圓以上の金銭を窃

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

取し或は無銭飲食するが如きに至れるが偶々刑事に現行犯を以て捕へらる、其後警察署の要監視児童となり本員に保護を委託さるゝ事となれり。

### 一、保護經過

保護開始 大正十二年六月十六日  
伊豫打切 大正十三年一月廿一日

第一回 大正十二年六月中旬家庭を訪問し、母親より前記の本人幼少より今日迄の生立ちを聴き更に本人と面接するに何となく少年らしからず、陰氣さと又鈍重なる風貌あるを以て一往知能検査するの必要を感じたり。

第二回 六月下旬東京府児童研究所にて知能検査を受けたるに、年齢十二歳五ヶ月児童としての注意力概括的判斷力に乏しく、特に聴覺より來る知能は未だ十一歳にも達せざるなりとされば從來實母が本人の性行及び學業成績等に就て懇々説諭するも其効なく却つて學科に對する嫌惡の情を増し、延ひて家庭を離れて浮浪不良行爲を助長するの結果を招きしが如き憾みあり。

第三回 七月上旬、知能検査の結果は實父母を教ふる所多く又本員を信ずる事厚く、今後本人一身上の將來に就て懇請する所あり。

第四回、第五回、第六回 七月中旬より下旬に亘りて再三家庭を訪問し、本人の教養上に就て熟談し、兩親の注意も増し、小學校第一學期の成績は從來になき好結果を示し、學校通信簿にも成績甲の學科數種あり、本人の勵みは勿論兩親も之れを喜び居れり。

第七回、第八回 八月上旬、中旬家庭訪問せるに第一學期の成績良好となりしたため、其後本人は

やゝ我儘となり、態度尊大となれる傾向あり、充分親とも注意を怠らざりき。

第九回 九月上旬家庭訪問、九月一日の大震災火災に遭難し一家全焼、漸く身を以て本郷N町の知己に寄寓せるも目下の東京の事情より一家の方途、児童の教育等より止むを得ず、一先づ原籍地岐阜市外K町に歸るとの事なれば事情を諒し一時保護打切りとなす。

第十回 大正十三年一月中旬、實父突然來訪、「本人は昨年十月初旬歸岐、土地の名産雨傘製造見習の爲め傘屋に丁稚奉公し追々仕事に熟練させ、將來は父が其販賣をなして一家の生計をなさんとの慮りをなしたりしが、越えて一月三日實家に歸り母と入浴中小用と稱して湯屋を出て母が箆筒中に納め置きし、財布を持出し、其儘單身上京して震災前一家が居住せし附近の知己に言を巧みにして身を寄せ、又學校にも兩親の諒解あるが如くにして苦學勉強すると稱し居たりしが、一日三越呉服店にて客の金錢を窃取せる事あり所轄警察署に拘留され實父が態々呼出されたるなり」と。

第十一回 警察署より本人の身柄を引受け取敢へず東京府児童研究所に宿泊さす。

第十二回 實父と本人の教養上に就て懇談する所あり。

第十三回 更に最も直接其任に當らる實母の注意を促す必要を感じ岐阜より實母を呼寄せ、兩親を前にして從來本人に對する兩親の心情に多少の疎隔がありはせないか、尙ほ歸郷後本人の爲めに選ばれたる職業が、児童自身に最も適應したる方策と云ふより寧ろ親の爲めの功利的撰擇に走り、其間に於て大いなる矛盾がありはしないか、種々隔意なき意見を

交換し此際本人を責める事なく、過去を懺悔して凡てを許し大いに親の愛に暖かく抱擁されん事を願ひ。一方本人には實父母を無みして我見を妄執することなく、今後萬事兩親の諒解のもとに其希望を達成する様にせよ本員が仲間介在して其許を請ふ旨を諭として、兩親と本人とを面會させ親も子も本員も共に無言落涙の裡に引渡す。

第十四回 本人が無斷上京せし後、在岐親戚知己を騒がせし等種々の事情甚だ不面目の点多しとの事なりしを以て本員は日曜日を利して態々實母、本人に同道岐阜市に行き、夫々萬全の諒解を得るに努め即夜々行列車にて歸京す。

第十五回 大正十三年一月下旬に岐阜市内日尋常高等小學校高等科に入學し、其後落付き通學致し居れりとの事に就き保護打切りとす。

ケース 第 號

性別 男

保護着手 當時年齢 十三歳

一、住居及環境

東京府下下澁谷廣尾に生れ一歳の折府下西新井村本木に轉住、九歳の時埼玉縣北埼玉郡星川村字和田に移り、十一歳に本所區綠町に轉じ十二歳の震災後府下下目黒に假寓し其年現住所府下志村宇連根に轉居し今日に至る。現住家屋は木造平家建長屋、室數三間、疊數一〇疊、家賃五圓、人數は家族四人、同居人なし、附近は農村にて人家散在し極めて閑靜、通風採光其他家屋内外の衛生状態割合に宜し庭は五坪あり。

二、家族狀況

続柄	年齢	健否	現在職業	月 收	教育程度	備 考
實父	三七	健	復興局河港課	六〇圓	尋常四年卒業	大正十一年入嫁 大正十二年三月離別
實母	二八	死	火夫		尋常四年卒業	大正十三年一月入嫁
繼母	二四	健	無	ナシ	尋常三年修業	
繼母	二六	同	同	同	尋常二年中退	
本人	一三	同	同	同	尋常四年在學	實父ノ親戚ニ預ケ養育中 第二ノ繼母ノ實子
弟	一一	同	同	同		
弟	三	同	同	同		

三、血族狀況

父の兄(一人)は四十七にて死亡姉(一人)は健在、母の姉は健在なれども妹は二十二にて死亡す父の父は健在、母は死亡し母の兩親は既に死亡す何れも心身異常不良遺傳なし。

四、就學する迄の狀況

本人の父二十四歳、母二十一歳の時の子にして出生當時兩親共に酒を飲まず、妊娠中の異常及出生時の異常更になく御産も極めて易く實母の母乳にて育ち發育も順調にして又極めて健康、歩行は滿一年三ヶ月程より言葉は四歳頃より始む、七歳の八月三日に實母に死別する迄は實母の手に養育され更らに心身の異狀を認めず。

本府に於ける兒童保護狀況と其の經過

一、學校狀況

通學期間	年級	學校名	成績	操行	最良學科	最悪學科	缺席日數及理由	轉退校理由
八歲四月ヨ 九歲九月迄	二	尾久小學校	不頁	乙	唱歌	算術	四日位病氣ノ爲	埼玉縣ナル繼母ノ實家ニ赴クタメ
九歲九月—十月	二	埼玉縣星川小學校	不明	不明	不明	不明	不明	實家ニ歸ルタメ
十一歲四月—八	二	本所綠町小學校	不頁	不明	同	同	同	成業ノ見込ナキタメ退學セシム

六、職業狀況

仕事ノ種類	就職期間	通勤	所在地	使用人意見	仕事時間	賃金	職人數	紹介者	轉職又ハ解職理由
炭屋小僧	十二歲八月	住込	府下下遊谷字羽根澤		制限ナシ	一	一	實父ノ徒弟	夜遊チシテ危險ナリトテ本人習得ノ意志ナキ
船大工小僧	十二歲三月間	同	深川區洲崎平久町		同	同	七	實父	再度ノ不頁行爲ニ主人不安ヲ懷キ
雜貨商小僧	十二歲一ヶ月	同	府下志村字小豆澤	仕事ハ實直ナレド時折脱線ス	同	同	ナシ	實父	主ノ金二圓五十錢ヲ盗ミタルタメ
洋菓子屋小僧	十三歲一ヶ月	同	府下板橋町字平尾	使用中ハ拔目ナク働ケル	同	同	同	知人	本人仕事ヲ嫌ヒ逃走ス
ペンキヤ小僧	十三歲十二月	同	府下日暮里町		同	同	一	實父	

七、要保護事由

本人は七歲迄兩親の温かき手に養育され七歳の八月實母に死別後は専ら實父獨りの手にて養はれしも更に心身の異常なかりき然るに九歳の一月第一の繼母入嫁と共に馴れ染ぬ年若き繼母の手に委するを憐む實父の情より埼玉縣なる繼母の實家に預け養育されしが環境の一變は彼の心身に影響する處渺らず、家人より受くる冷かな待遇と遠く故郷の慈父を慕ふ可憐な情とは知らず、圓

な彼の心を蝕み家人の忌諱に觸るゝ毎に密かに馬小屋、物置等に隠れ臥す事屢々なりき斯る環境の許に月を経る事約半歲遂に其年の十月再び實父の懷に歸る事を得たれども一度虐げられし小さな反逆心は超へて十歳の一月實父埼玉へ他出中繼母の墓口より二圓を盗み懷中電燈を購ひ或は買喰に悉く費消せり是れ彼が不良行爲を敢てするに至りし悲しき第一頁なりき、三月には實父故ありて繼母を離別し十一歳の一月更に第二の繼母を迎ふるや事毎に冷遇を受け問もなく繼母の實子生るゝに及び虐待の度毎に劇しく冷き臺に鞭るゝ事數知れず甚しきは焼火箸にて右手の甲を刺し未だに歴然たる惨しき痕跡の残れるを見ても生さぬ子への夜叉の如き深い憎しみの形相が想察されて棘然たらざるを得ず。斯る空氣に堪えられず實父時折靜に妻の反省を促せば忽ちヒステリックな態度を執り夫を面罵し果は反動的に彼を虐使し叱言の雨を降らす有様に啞然として手の下し様なくさればとて斷然妻を離別すれば其仲に生じたる幼兒に再び同じ轍を踏ましむる恐れありじれんまに掛れる實父の苦衷又同情に餘りあり。斯くして彼の性格は急變して不良浮浪性を帯び來り年と共に其傾向濃厚を加へ屢繼母の隙を窺ひ財布内の在金を竊取し活動見物に費消し或は使ひ先にて遊び暮し其儘浮浪して歸宅せざる事も尠なからざりき。更に十二歳の折本所綠町に於て震火災に罹り下目黒の親戚に實父と共に假寓するや實父の金三圓を盗み活動を見物し飲食に費す其後現住所志村に轉居後又々實父の金十圓を盗み半長ゴム靴を求め殘餘は悉く買喰に徒費する有様に實父深く本人の將來を憂へ且つ家庭の平和を顧慮し始めて彼を下遊谷の炭屋に奉公せしめしが既に浮浪性浸潤せる彼には眞面目な労働は餘りに無價值なものなりき、其年の十一月轉職三回目